

別表六（二十四）付表一の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告法人が措置法第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）、令和4年改正前の措置法（以下「令和4年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和2年改正法第15条の規定による改正前の措置法（以下「令和2年旧措置法」といいます。）第42条の12第1項若しくは第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「当期の終了の日における雇用者の数1」の「特定業務施設②」の内書には、措置法第42条の12第6項第11号に規定する特定非新規雇用者数を記載します。
- 3 「当期の終了の日における雇用者の数1」の「同上のうち移転型計画に係る特定業務施設③」の内書には、措置法第42条の12第6項第14号に規定する移転型特定非新規雇用者数を記載します。
- 4 「新規雇用者総数2」の「特定業務施設②」の内書には、措置法第42条の12第6項第8号又は令和4年旧措置法第42条の12第6項第8号に規定する特定新規雇用者数を記載します。
- 5 「新規雇用者総数2」の「同上のうち移転型計画に係る特定業務施設③」の内書には、措置法第42条の12第6項第9号、令和4年旧措置法第42条の12第1項第2号イ又は令和2年旧措置法第42条の12第1項第2号ロ(1)に規定する移転型特定新規雇用者数を記載します。
- 6 「8」から「11」までの各欄は、その事業年度が特例対象事業年度（令和2年改正法附則第82条第2項（地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する経過措置）に規定する特例対象事業年度をいいます。以下同じです。）に該当する場合にのみ記載します。
- 7 「非新規基準雇用者数又は特定非新規雇用者基礎数12」の記載に当たっては、次によります。
 - (1) その事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度である場合には、「と(1の②の内書)のうち少ない数」を消します。
 - (2) その事業年度が特例対象事業年度に該当する場合には「又は(2の②)」を消し、その他の場合には「(8)又は」を消します。
- 8 「対象移転型非新規基準雇用者数又は対象移転型特定非新規雇用者基礎数13」は、その事業年度が令和4年4月1日前に開始した事業年度である場合には、「と(1の③の内書)のうち少ない数」を消します。
- 9 「比較給与等支給額24」は、別表六(二十四)「5」が0である場合には、

「比較給与等支給額
(23) + (23) × $\frac{20}{100}$ 24」として記載します。」